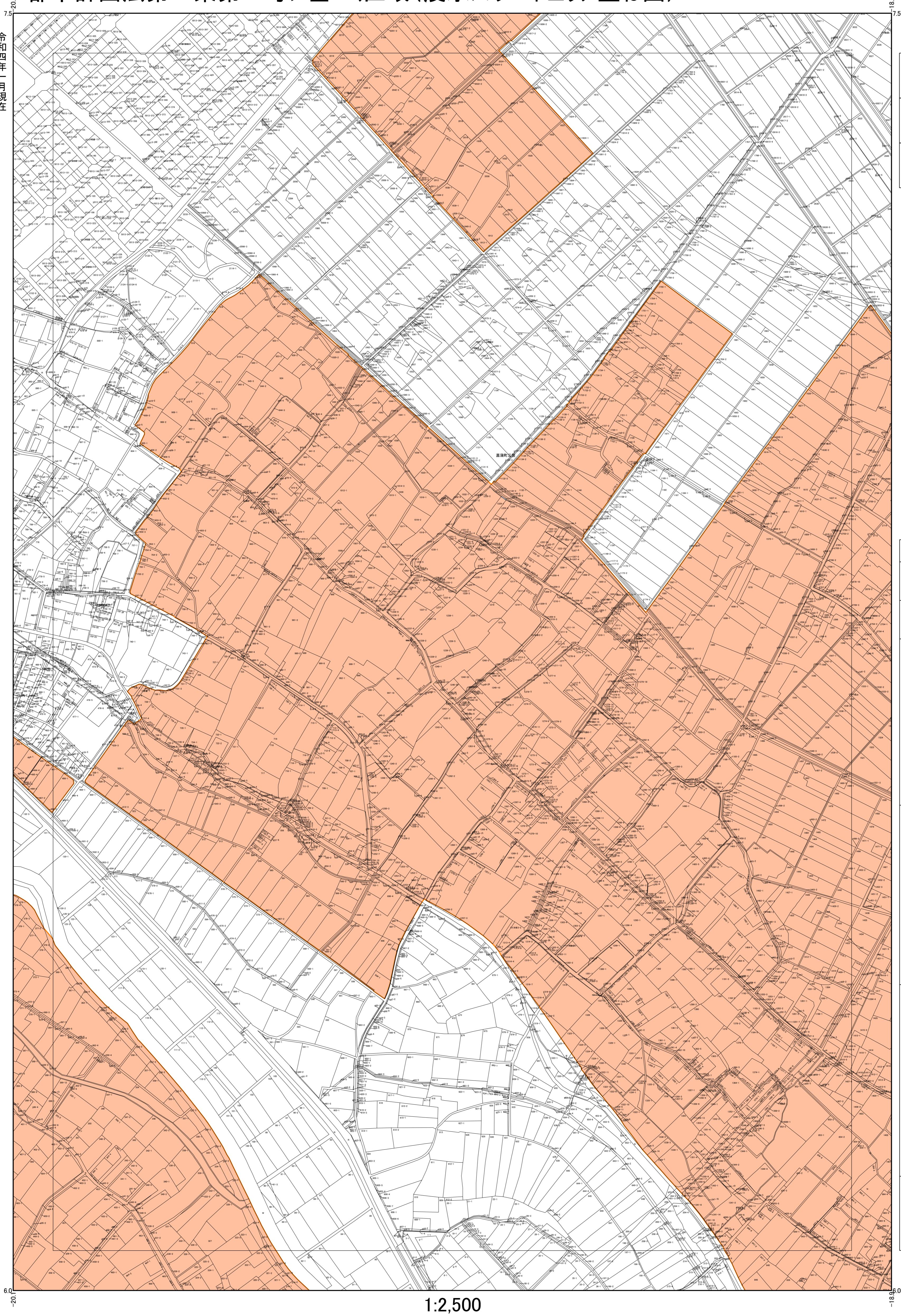
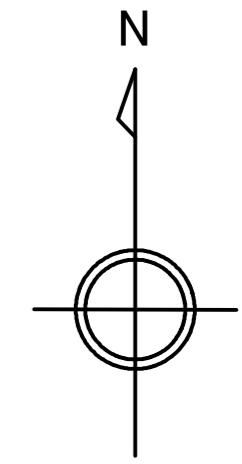


久喜市  
都市計画法第34条第12号に基づく区域(浸水ハザードエリア重ね図)No31L

令和四年一月現在



22	23	24
30	31L	32
38	39	40



凡例

<span style="background-color: orange; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	条例第5条第2項に基づく既存の集落(最低敷地面積300m <sup>2</sup> が適用される区域)
<span style="background-color: cyan; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	条例第5条第2項に基づく既存の集落(最低敷地面積300m <sup>2</sup> が適用されない区域)
<span style="background-color: magenta; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	【流通業務施設】 条例第5条第1項第1号に基づく土地のうち、指定した土地の区域のうち、都市計画法施行令第2・9条の9各号に掲げる土地の区域、農業振興地目の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する区域の処理及び清掃に関する法律第1項に規定する廃棄物の処理を用意する建築物のうち、建築基準法第5条及び第5条第2項第1号口に掲げる農地又は採草放牧地を除く。予定建築物の用途は、建築基準法第2・5(5)項に掲げる建築物以外の建物のうち、倉庫及び貯蔵場を除く。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第2項第1号に規定する区域の処理を用意する廃棄物のうち、建築基準法第5条及び第5条第2項第1号口に掲げる農地又は採草放牧地を除く。
<span style="background-color: yellow; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	【工業施設】 条例第5条第1項第1号に基づく土地のうち、指定した土地の区域のうち、都市計画法施行令第2・9条の9各号に掲げる土地の区域、農業振興地目の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する区域の処理及び清掃に関する法律第1項に規定する廃棄物の処理を用意する建築物のうち、建築基準法第5条及び第5条第2項第1号口に掲げる農地又は採草放牧地を除く。予定建築物の用途は、建築基準法第2・5(5)項に掲げる建築物以外の建物のうち、次の(1)又は(2)に掲げるものとする。 (1)小売業の店舗(大規模小売店舗立地法第2条第1項に規定する店舗面積が3,000m <sup>2</sup> 未満のものに限る。(2)において同じ。)(2)小売業の店舗と飲食店の用途のみを併せ有する施設(当該用途に供する部分の面積の合計が10,000m <sup>2</sup> 未満のものに限る。)
<span style="background-color: lightblue; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	【浸水ハザードエリア】 都市計画法施行令第2・9条の9第9号又は第10号(第10号第1項第1号に掲げる農地を除く。)に該当する区域 (利根川、江戸川、荒川、小山川又は中川が氾濫した場合の想定浸水深が10.00mである土地の区域)